告　示

○金融庁告示第十一号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第八十七条第三号ニ、第八十八条第六号ハ、第百六十二条第三号ニ及び第二百十条の十一の四第六号ハの規定に基づき、保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件及び保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を次のように改正し、平成二十九年三月三十一日から適用する。

平成二十九年三月二十八日

金融庁長官　森　信親

（保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部改正）

第一条　保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第十三備考7．中「及び」を「並びに金融商品取引清算機関（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関及び外国におけるこれに相当するものをいう。）及び商品取引清算機関（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引清算機関及び外国におけるこれに相当するものをいう。）が引受け、更改その他の方法により債務を負担して行う取引並びに」に改める。

（保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部改正）

第二条　保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第十九備考7中「及び」を「並びに金融商品取引清算機関（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関及び外国におけるこれに相当するものをいう。）及び商品取引清算機関（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引清算機関及び外国におけるこれに相当するものをいう。）が引受け、更改その他の方法により債務を負担して行う取引並びに」に改める。

○法務省告示第百五十四号

札幌市中央区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十九年三月二十八日

法務大臣　金田　勝年

北海道札幌市南十六条西七丁目二百七十八番地

川神　ハツ

○法務省告示第百五十五号

三重県熊野市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年四月二十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、熊野市役所又は津地方法務局熊野支局に照会すること。

平成二十九年三月二十八日

法務大臣　金田　勝年

三重縣紀伊國南牟婁郡木本町大字木本浦三十三番屋敷

仲　亀太郎

○法務省告示第百五十六号

大阪市平野区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十九年三月二十八日

法務大臣　金田　勝年

大阪市平野区加美東三丁目十四番　野田　順一

○法務省告示第百五十七号

山形県西村山郡大江町役場保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十九年三月二十八日

法務大臣　金田　勝年

山形県西村山郡本郷村大字本郷丙六百三十九番地二号

林　さと恵

○法務省告示第百五十八号

福島県福島市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十九年三月二十八日

法務大臣　金田　勝年

福島県信夫郡清水村大字和泉字二斗蒔十五番地

岡崎要太郎

○法務省告示第百五十九号

群馬県高崎市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年四月二十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、高崎市役所又は前橋地方法務局高崎支局に照会すること。

平成二十九年三月二十八日

法務大臣　金田　勝年

群馬県高崎市請地町三十二番地　清水　カン

○法務省告示第百六十号

島根県隠岐郡西ノ島町役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年四月二十八日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、西ノ島町役場又は松江地方法務局西郷支局に照会すること。

平成二十九年三月二十八日

法務大臣　金田　勝年

島根県知夫郡浦郷町六百七十七番地内第二

野　真貴子

○法務省告示第百六十一号

北海道枝幸郡歌登村大字歌登村字上幌別拾五線千六百十番地

村井治兵衛

○法務省告示第百六十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十九年三月二十八日

法務大臣　金田　勝年

住所　茨城県結城市大字結城9762番地49

殷櫻　昭和46年12月7日生

チョン・クワン・チェン　平成14年12月30日生

住所　大阪市西区北堀江1丁目9番16号

チョン・ズイ・チャ　平成16年5月3日生

住所　大阪市西区北堀江1丁目9番16号

黄和弘　昭和58年12月1日生

住所　神戸市西区王塚台5丁目116番地8

朴幹弘　昭和39年12月5日生

住所　神戸市垂水区中道2丁目1番12号

朴千晶　平成9年11月24日生

住所　神戸市垂水区中道2丁目1番12号

金惠子　昭和43年3月21日生

住所　神戸市兵庫区小河通3丁目2番9号

朴真史　昭和55年3月29日生

住所　東京都渋谷区広尾1丁目13番4号

林成敏　昭和54年7月26日生

住所　福井県大飯郡おおい町本郷第157号9番地1

林和正　平成3年2月12日生

住所　大阪府守口市金田町2丁目50番8号

梁富英　昭和21年9月11日生

張静子　昭和22年4月4日生

住所　大阪市生野区勝山北5丁目9番13号

林佳澄　昭和61年12月28日生

林**祐**平　平成元年5月13日生

林美穂　平成4年9月8日生

住所　大阪市西区本田1丁目5番6－703号

金致賢　昭和58年1月5日生